

官報

号外 昭和四十六年五月十八日

第六十五回 衆議院會議録 第三十二号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
宮澤通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言及び質疑

午後二時六分開議
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十六年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十六年五月十八日 衆議院會議録第三十二号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表所在地の欄中「茨城県北相馬郡取手町」を「取手市」に、「静岡県賀茂郡下田町」を「下田市」に、「長野県西筑摩郡木曾福島町」を「長野県木曾町」に、「愛知県知多郡横須賀町」を「東海市」に、「倉敷市昭和町」を「倉敷市幸町」に、「島根県周吉郡西郷町」を「島根県隠岐郡西郷町」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「国立市」を「国立市 狛江市 東大和市 武蔵村山市」に改め、「北多摩郡の内」

削り、「同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「保谷市」を「保谷市 清瀬市 東久留米市」に改め、「北多摩郡の内」

削り、「同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「青梅市」を「青梅市 清瀬町 久留米町」を削り、「同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「青梅市」を「青梅市 福生市」に改め、「福生市」を削り、「同表神奈川簡易裁判所の管轄区域の欄中「港北区」を「港北区 緑区」に、「同表横浜西簡易裁判所の管轄区域の欄中「保土ヶ谷区」を「保土ヶ谷区 旭区」に、「同表横浜南簡易裁判所の管轄区域の欄中「南区」を「南区 港南区」に、「同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸塚区」を「戸塚区 瀬谷区」に改め、「同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝霞市」を「朝霞市 志木市 和光市 新座市」に改め、「北足立郡の内」

削り、「同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「上尾市」を「上尾市 桶川市」に、「伊奈村」を「伊奈町」に改め、「桶川町」を削り、「同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大利根村」を「大利根町」に、「同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「松伏村」を「松伏町」に、「同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「三芳村」を「三芳町」に、「同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡部村」を「岡部町」に改め、「同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「流山市」を「流山市 我孫子市」に改め、「我孫子町」を削り、「同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「土気町」を削り、「同表取手簡易裁判所の管轄区域の欄中「北相馬郡」を「取手市 北相馬郡」に、「同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「神栖村」を「神栖町」に改め、「同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「大田原市」を「大田原市 黒磯市」に改め、「黒磯町」を削り、「同表静岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「安倍郡」を削り、「同表沼津簡易裁判所の管轄区域の欄中「御殿場市」を「御殿場市 裾野市」に、「同表下田簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀茂郡」を「下田市 賀茂郡」に、「同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「田高村」を「田高町」に、「同表木曾福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「西筑摩郡」を「木曾郡」に、「同表新発田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新発田市」を「新発田市 豊栄市」に、「同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「妙高高原町」を「妙高高原町」に、「同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「門真市」を「門真市 四条阪市」に、「同表佐野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉佐野市」を「泉佐野市 泉南市」に、「同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「草津市」を「草津市 守山市」に、「同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「稻枝町 愛東村」を「愛東町」に、「同表八日市簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛東村大字外」を「愛東町大字外」に、「同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を「東郷町」に、「同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「東春日井郡」を「尾張旭市」に改め、「同表愛知横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「常滑市」を「常滑市 東海市 大府市 知多市」に改め、「知多郡の内」

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

削り、「同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、「同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、「同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、「同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

昭和四十六年五月十八日 衆議院會議録第三十二号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 宮澤通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言

「金沢市 松任市」に、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊浜町」を「豊浜町」に改め、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「光市」を「光市 新南陽市」に改め、「都濃郡の内」を削り、「大和村」を「大和町」に改め、同表鹿野簡易裁判所の管轄区域の欄中「都濃郡の内」を「都濃郡」に改め、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西大寺市」及び「高松町」並びに同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「伯仙町」を削り、同表西郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「周吉郡 穂地郡 知夫郡 海士郡」を「隠岐郡」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「長与村」を「長与町」に、「琴海村 西彼村」を「琴海町 西彼町」に、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「西海村」を「西海町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「布津村」を「布津町」に、「北有馬村」を「北有馬町」に、「瑞穂村」を「瑞穂町」に、同表長崎小浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「南串山村」を「南串山町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「菊陽村」を「菊陽町」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「横島村」を「横島町」に、「三加和村」を「三加和町」に、同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「七城村」を「七城町」に、同表宮地簡易裁判所の管轄区域の欄中「南小国村」を「南小国町」に、同表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「嘉島村」を「嘉島町」に、同表小林簡易裁判所の管轄区域の欄中「小林市」を「小林市」を「小林市」に、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北方村」を「北方町」に、同表日向簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を「東郷町」に改め、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「信天郡」を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「三川村」を「三川町」に、同表男鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴浜村」を「若美町」に、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「協和村」を「協和町」に、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」を「太田町」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下

田村」を「下田町」に改め、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「千歳市」を「千歳市 恵庭市」に改め、「千歳郡」を削り、同表室蘭簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌別郡」を「登別市」に、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「庵治村」を「庵治町」に、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「仲南村」を「仲南町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「春野村」を「春野町」に、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「土佐村」を「土佐町」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の所在地及び下級裁判所の管轄区域の表示を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事小澤太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君 たいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴いまして、取手簡易裁判所ほか五つの簡易裁判所の所在地及び立川簡易裁判所ほか六十六の簡易裁判所の管轄区域について、その表示を改める必要があるため、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なおうとするものであります。

本委員会は、三月十日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を重ね、本日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべ

きものと決しました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

宮澤通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言

○議長(船田中君) 通商産業大臣から、中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言を求められております。これを許します。通商産業大臣宮澤喜一君。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 中小企業基本法第八条に基づきまして、先般、政府が国会に提出いたしました昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において講じようとする中小企業施策の概要を御説明申し上げます。

昭和四十四年秋に実施されました金融引き締め

の効果は、昭和四十五年度に入ってから次第に実体経済面に浸透し、中小企業の事業活動も鎮静化を示しました。政府としては、これに対処して、年末及び年度末の中小企業向け特別金融措置を講ずるとともに、昭和四十五年末から三次にわたる金融緩和措置をとり、新たな景気局面の展開を期待しているところでございます。

次に、今回の白書で述べております構造問題について御説明いたします。

従来、中小企業問題の根幹をなすものとして指

摘されてきたのは、低賃金と低生産性の悪循環でありました。

しかし、わが国経済の高度成長の過程において、中小企業者みずから設備の近代化、経営管理の合理化等諸般の努力を積み重ねてきたのに加えて、所得水準の向上に伴う需要の高級化、多様な産業の高加工度化などは、中小企業の活躍する分野を広げ、こうした中小企業の努力によって有利な条件を提供してまいりました。この結果、今日、大企業と中小企業との間における生産性格差、賃金格差は総じて縮小しつつございます。

こうして、中小企業を全体として見れば、豊富低廉な労働力を主たる存立基盤とする中小企業から、物的生産性の向上、品質の高級化あるいは規模の適正化などを追求しつつ、中小規模であることと有利さを主たる存立基盤とする中小企業へと変化しつつあると申すことができます。

もとより、一口に中小企業と申ししても、その中には、業種業態や規模の大小によってその実情はさまざまであり、前近代的经营や単純労働に依存し過ぎる生産方法をとっているものもいまだ少なくありません。

また、労働力不足と急激な賃金上昇は、引き続き中小企業にとって克服しなければならぬ大きな課題であります。特恵関税の供与を新たな契機とする発展途上国の追い上げや、近時、とみに重要性を増しつつある物価問題、公害問題など、中小企業に新たな適応を迫る課題も山積してあります。

このような事態に対処して、中小企業が健全な発展を持続していくためには、物的生産性の向上や製品の高級化、多様化によって付加価値生産性を向上させるだけでなく、販売力や情報収集力を強化するなど、いわば総合的な企業力の充実につとめ、また、今後発展の望めない分野にあっては、成長の期待される分野に積極的に、機動的に転換をはかっていくことも必要と思われま

このような適応策を進めるにあたっては、共同

化、協業化等により適正な経営規模を達成し、あるいは業界ぐるみの構造改善を推進することも必要であります。基本的には、個々の中小企業の創意くふうの發揮にまっぴきであることは申すまでもありません。

政府といたしましては、中小企業基本法の精神にのっとり、中小企業のこのような自主的努力を助長するとともに、事業環境の整備をはかることが責務であると考え、中小企業施策を最重要政策の一つとして取り上げております。

昭和四十五年度におきましては、協業化、共同化等による中小企業構造の高度化を推進することにも、設備、経営、労働等各般にわたる中小企業の体質強化及び金融面、税制面その他中小企業をめぐる事業環境の整備に重点を置いて施策を講じました。その際、環境変化の影響を最も強く受け、経営基盤の弱い小規模企業の体質改善には、特に配慮を払ってまいりました。

四十六年度におきましては、中小企業の一その近代化、体質の改善をはかり、内外のきびしい環境変化を乗り越えていくため、次のような施策を推進していくこととしております。

まず第一に、中小企業振興事業団の融資事業を大幅に拡充し、中小企業の共同化、集団化を一そ進めることとしております。

第二に、国際競争力を強化するため、業界ぐるみの構造改善を引き続き進めることとし、金融面、税制面等から強力な助成を行なうこととしております。また、特恵関税の供与によって事業の転換を余儀なくされるものにつきましては、今国会で成立を見ました中小企業特恵対策臨時措置法に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

第三に、下請中小企業につきましては、さきの臨時国会で成立を見ました下請中小企業振興法に基づいて下請中小企業の体質改善を強力に推進いたしますとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用によって、下請取引の適正化につとめる所存であります。

第四に、中小企業の公害防止対策につきまして、従来から技術開発、指導、金融、税制を通ずる施策を講じてきており、今国会においても中小企業信用保険法を改正し、公害防止のための特別保険制度を設けたところでありますが、これら制度をさらに拡充するなど、時宜に適切な施策を講じてまいりる所存でございます。

第五に、中小企業の旺盛な近代化投資等に必要資金の円滑な供給を確保するため、政府関係中小企業金融三機関に対する財政投融資を大幅に増大するとともに、信用補完制度については、今国会において中小企業信用保険法の改正による付保限度の引き上げ等を行なったところでありますが、さらに本制度を拡充、改善し、民間資金の中小企業への円滑な導入を促進する所存であります。

第六に、小規模企業対策につきましては、経営改善普及事業を充実するとともに、設備の近代化と金融の円滑化にも特段の配慮を払い、また、所得税における青色事業主特別経費準備金制度の創設等により、税負担の軽減をはかることとしております。

第七に、中小企業の経営管理の合理化と技術水準の向上をはかるため、診断指導等指導事業を充実するとともに、中小企業者の技術開発に対する助成、公設試験研究機関等による技術開発、技術指導を中心とする技術対策の拡充強化につとめることとしております。また、中小企業における労働力の確保とその資質の向上、従業員の福祉の増進等のための労働対策をさらに一そ進めることとしております。

第八に、製造部門に比較して近代化のおくれが著しく、物価対策の見地等からも早急にその近代化が求められている流通部門の近代化を推進するため、卸商業団地の建設やセルフサービス化、ポランタリーチェーン化等について、金融、税制面の助成措置を講ずるとともに、地域ぐるみの商業の近代化を目的とする商業近代化地域計画を拡充

する所存であります。

以上が昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において講じようとする中小企業施策の概要でございます。(拍手)

中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言に対する質疑

○議長(船田中君) たいだいまの発言について質疑の通告があります。順次これを許します。石川次夫君。

〔石川次夫君登壇〕
○石川次夫君 私は、日本社会党を代表して、昭和四十五年度中小企業白書に関して質問を申し上げます。(拍手)

現在、中小企業の数は全企業数の九・三%に達し、従業員数も七八%、二千七百万人をこえておりました。農業就業者数一千万人そこそこの数をはるかにこしておる現状であります。しかるに、国の予算面では、中小企業者の納税額の七%程度のわずか一般会計で五百七十億円にすぎません。農業関係予算には、食糧会計を含んでおられますけれども、その予算額一兆八十五億円であるのに比較いたしましたら、あまりにも過少であり、国全体の予算の〇・六%を占めておるにすぎないのであります。中小企業の納める法人税、所得税が全体に占める割合が三七%、三八%というのに比較いたしましたら、いかに政府が中小企業対策を軽視しておるかということをお示ししておると思っております。

加えて、昨今、資本と輸入の自由化、特恵関税の実施、後進国のキャッチアップ等の国際的な至難な条件や、国内不況や労働力不足等の波をまとして負わなければならない中小企業に対して、このままの施策をもつては、当然冷酷非情のせしりを免れないでありません。

わが党は、前々から、中小企業庁は、その使命

の重要さ、かつ、運輸、建設、農林などの各省にまたがる中小企業指導の責任から見ても、当然中小企業者に昇格をすべきであるということ強く要請をしてきておるわけでありまして、二重行政の煩を避けるという理由で一蹴されてきておるわけでありまして、しかし、通産省は、体質的に、大企業擁護を重点として行政を行なっておりますので、この通産省の中にある限り、予算の思い切った増額も、飛躍的な政策展開もとうてい望むことができないのであります。従来どおり、こま切れ予算、絵花的の予算対策で当面を糊塗するにすぎないでありません。

わが党は、また、大企業と中小企業間の生産分野を確定すべきことを立法化し、提案をしてきておるのでありますけれども、これまた、営業の自由を侵害するといふような形式的法律論をたてにとつて、今日まで顧みられておらないことは、返す返す遺憾千万といわなければなりません。この質問を繰り返しても、しよせん同じ答弁を聞くだけでありまして、しよせん同じ答弁を聞くだけしよせんけれども、この要望は、わが党として、無為無策を憤る中小企業家とともに、強く今後とも要求し続けることをあえて申し上げておきたいと思っております。(拍手)

そこで、実現可能なきわめて謙虚な案を提示をして御賛同を得たいと思っておりますけれども、次官会議には、中小企業庁長官は現在出席をいたしておりません。しかし、各省にまたがる中小企業対策の重要性を考へるときに、せめて中小企業庁長官を次官会議くらいには出席させてし

かすべきではないかと思っております。総理大臣の御所見を伺いたいと思っております。

さて、現在は景気停滞の時期でありますけれども、大蔵大臣は、昨年金融引き締めを行なっていた際、再三にわたって、大企業には引き締めを行なうけれども、中小企業には影響のないよう十分な配慮をしておると言明され続けてまいりましたので

昭和四十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

宮澤通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言に対する石川次夫君の質疑

昭和四十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

中小企業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言に対する石川次夫君の質疑

あります。しかしながら、私は、ちょうどそのころ、関西の超大大企業から二年サイトの手形で泣き寝入りさせられた下請業者の実態というものを知っておるのであります。

また、私の知人で、これは中堅企業家でありましたけれども、売り上げ先の大手会社から手形がもらえない、やむを得ず、そのかわりに売り掛け残高証明書を出してもらい、昨年暮れ、倒産寸前に追い込まれたという実例も聞いておるわけでありました。

かくのごとく、大蔵省が、机上のプランで中小企業の融資を十分に考えたつもりでいたしたとしても、現実問題といたしましては、大企業の金融難の波を下請や取引先ががぶらざるを得ない、このような実態というものをおそらく御存じないと思うのであります。

総理は、財界の代表と定期的にあるいは随時合持をもちまして、金利引き下げや金融緩和などの措置、その他十分な意思疎通をはかつておるわけでありましたけれども、これらの代表は、全体の企業のわずか〇・七〇程度の意見にすぎないということをよく考えていただきたいのであります。

そこで、一つの提案をしたいのでありますけれども、中小企業の苦境、その実態、これを把握するための一助といたしまして、総理みずから、中小企業家の代表との対話の場を定期的に設ける意向があるかどうか、これを伺いたいと思っております。これを拒否するといふような態度であるならば、だれかが言ったように、財界の財界のための財界による政治と批判をされましても、弁解は不可能であります。

さて、最近の不況に伴い、予期されたように倒産が増加いたしておりまして、昭和四十四年の八千五百二十三件を大きく上回りました。昭和四十五年では九千七百六十五件となり、一件当たり負債額も大口化しておるわけでありまして、以前と異なりましてその倒産の原因もきわめて複雑であり

ます。新たな社会的要請をこらえることができない、拡大化と近代化を急いだための倒産とか、公害倒産の増加も最近続出しておるといふのが特徴であります。

通産大臣に伺いますけれども、最近の倒産の特色、そうしてそれに即応する倒産対策は何かが相なっておりますか、お知らせをいただきたいと思っております。

なお、白書によれば、二重構造の解消の方向に向かっているという説明がされておるわけでありましたけれども、これは統計でとらえ得る範囲内においての話にすぎません。零細企業、家内工業等は、社会保障等も含めて抜本的な対策を必要とするのが現実でございます。

また、中小企業にとつて、公害防止あるいは日進月歩の技術開発などの資金需要というものはますます大きくなる一方であります。大企業に比して付加価値生産性がわずかに六〇％というような現実がこれに拍車をかけておりますし、かえて加えて国際化のきびしい波も乗り越えていかなければなりません。

ところで、金融機関の中小企業向け貸出し残を調べてみますと、昭和四十年においては全体の中で四二・九％だったものが、最近四五・九％と向上いたして、若干配慮のあとが見えるわけでありまして、しかし、昭和四十三年においてすでに現在と同じ四五・九％であったことを考えますと、ことさら中小企業金融に特別に配慮をしたという点とは見えます。この従業員数の比率から言いますと、大企業二二％、中小企業七八％に比較いたしますと、少なきに失するということもまた論をまたないところであります。

中小企業対策のための資金対策について画期的な目標を立てて、具体的に進めない限り、将来大きな社会問題化するおそれがあります。この方策について総理並びに大蔵大臣に具体的な答弁を求めたいのであります。

次に、公害対策でありますけれども、白書によれば、中小企業の七〇％は公害発生源を持ち、二〇％は表面化し、この対策のため倒産も続出したつある現実であります。現在、中小企業金融公庫、振興事業団、公害防止事業団でそれぞれ対策をされておることは承知いたしておりますけれども、きわめて不十分不徹底であります。無利子二十年程度の融資とその大幅な増額が考えられなければ、借りるに借りられないという現実を見詰めて対処していただきたいと思っております。

次に、中小企業の低生産性が物価高の原因であることよくいわれておりますけれども、ここにも政府の責任があらためて問われておるわけでありまして、同時に、物価安定の見地から流通の近代化をはからなければなりません。流通費用の中で、たとえばGNPの中で卸・小売業の占める比重だけを見ましても、昭和三十五年の一四％に比して、最近は一〇％になろうとして、漸次増大の傾向にございまして、庶民の生活を著しく圧迫しておることは現実であります。

これに対応する流通機構近代化のための法律といたしましては、小売商業調整措置法、百貨店法、商店街振興法の三つにすぎませんが、いずれも現実に即応し切れない、きわめて古めかしいものだけあります。また、第二次物価問題懇談会において二件、物価安定推進会議において二件、物価安定政策会議において一件、計五件、かなり適切な流通機構改善についての提言がなされておるわけでございますけれども、これらは単に、政府が物価に取り組んでおる、流通機構に取り組んでおるという姿勢を国民に示すための隠れみのになつてしまつておりました、いずれも法律化をされ、実現化をすることが、は至っておりません。まことに怠慢といわなければなりません。経済企画庁長官並びに通産大臣は、抜本的流通機構近代化対策を早急に講じて国民にこたえる責任があると思っております、その具体策をお示し願

いたいと思っております。

なお、白書によれば、経済に占める中小企業の地位は今後も不変と予測をし、ただし、種々の変化に対応していくことが前提条件であると述べておることは、全く樂觀論といわなければなりません。このきびしい急速な変化に対応するために、新しい技術の身に付け、新しい頭脳集約型産業への転換にも応じられるようにして、さらに情報格的差を解消し、情報化時代に適応できる技術と資本を伴わなければ、情報化時代には当然脱落を余儀なくされることは火を見るよりも明らかであります。現在では、まことに不可能に近い難事といわなければなりませんけれども、情報提供その他この対応策を指示、指導していくことこそ、当然政府の責任といわなければなりません。

ポスト・インダストリアル・ソサエティーに対する技術と資本供与の用意と決意は、現在の情報化対策予算からは全然くみ取ることができないのであります。また、新しい技術を指導するには、現状ではあまりにも貧困といわなければなりません。この対策のための予算と組織を今後どうするか、大蔵大臣、通産大臣に伺いたいと思っております。

最近、発展途上国の追いつきは目ざましいものがございます。昭和四十年から昭和四十四年の四年間に、台湾、韓国、香港からの輸入は、織維で十一倍、電気機器に至っては実に二十九倍という驚異的な伸びであり、この中で特恵関税が施行されようとしておるわけでありまして、かかる一方では、自由貿易の旗手をもつて任ずるアメリカからのきびしい輸入制限があります。これに対応することは、中小企業にとつて全く至難なことといわなければなりません。この特恵実施に伴って生ずる混乱、特に、倒産による不要機械の買い取りとかその他の対策について、通産大臣に伺いたいと存じます。

最後に、これに関連して総理大臣にお伺いをいたします。特恵実施は、労働集約型産業の多い日本の中小

企業にとつて特に打撃は深刻でありますけれども、世界の趨勢としてこれは認めざるを得ません。

○議長(船田中君) 石川君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○石川次夫君(統) はい。しかし、この実施に伴つて、日本の大資本が韓国、台湾に多く進出して、その逆輸入によって日本の中小企業を苦しめるだけでなく、日米共同声明の線に沿って日韓台の結びつきを特に強め、共産圏ないし中国敵視政策につながらざるを得ないおそれがあります。

A N C T A D に加入していない国であるからとか、あるいはまた、先方から特惠供与の申し入れがないからとかいうような形式論にとらわれることなく、いやしくも各国に対し平等のないように配慮をせよという。同時に、アメリカがわが国にとつておられるところの輸入制限政策の論議を認めるならば、特惠実施後、発展途上国に対して、わが国の中小企業もまた同じような輸入制限を要求するようになることは明らかでありますけれども、そのときに、これにどう対処するか。もし発展途上国に輸入制限を行なわないとすれば、現在のアメリカの持っている態度に対し、敢然たる方針でその是正を求めざるべきであると考えられて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えをいたしました。

石川君からは中小企業省を設置せよとの御意見でありましたが、中小企業行政は、本来、産業行政と一体となつて運用されることが望ましく、かつ必要であります。この意味において、製造業や流通業など産業の大部分を所管する通産省が中小企業行政をも取り扱うことが適当だと考えております。この点では、社会党から毎年中小企業省を設置しろといわれますが、政府は同じように毎年ただいまのような答弁を繰り返してあります。

の点を御了承いただきたいと思ひます。

そこで、せめて次官會議に企業庁の長官でも出席せよ、かような御提案でございました。私は、現在の次官會議の構成で十分事足りておると思ひますが、なお、せつかくの御提案でございませうから、これは検討することになります。

中小企業を重視せよとの御意見については、何ら私にも異存はございませんし、中小企業政策は国の最重要政策の一つとして重視し、関係省庁間の緊密な連絡のもとに施策の一そりの充實をはかつてまいります。

次に、不況下においてははやもすると大企業からしわ寄せを受けやすい立場にある中小企業、下請企業のため、必要な指導、監督を行なつてきておりますが、なおその実態把握には一そう留意してまいります。石川君は、このため中小企業者との対話の場を持つての御意見でありましたが、具体的には所管大臣からお答えするのとおり、従来とも多くの門戸を開放してあります。今後一そう中小企業者の直接の意見、希望を反映し、適切な中小企業行政を展開してまいります。

次に、金融問題についてであります。特に最近の中小企業は、内外の環境変化に直面して、体質改善をはかることが急務となつており、このための資金の確保が不可欠になつておることは十分承知しております。このため政府は、政府関係中小企業金融三機関の貸し出し規模の大幅な拡充、信用補完制度の充実等をはかるとともに、公害防止技術の企業化など、特に緊急を要する分野に対する政策金融の拡充につとめておるところであります。今後とも中小企業金融の強化については十分配慮してまいらる考へであります。

最後に、特惠関税についてお触れになり、この問題がしばしば特殊の意味を持つ、あるいは中共を撤廃する政策の一つのあらわれだ、かような御批判まで受けましたが、私は、この特惠関税は、いわゆる開発途上国に対して特にわれわれが考慮していかねばならない先進工業国としての責

任のある問題だと思ひます。しかし、この特惠関税を与えることによつて、ただいまのような政策的な疑惑を持たれることは別といたしまして、国内の中小企業に及ぼす影響等は私ども十分考へていかなければならない、かように思ひますので、特惠関税の供与については、この上とも在来同様慎重なる態度をとるつもりでございませう。

以上、私から答えまして、その他の点は所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 不況下の中小企業金融についてのお尋ねでございますが、私は、不況の時期におきましては、中小企業の金融に特別に留意をしなければならぬ、これは石川さんと全く同意が一致します。そういう見地から一般の金融につきまして行政指導、これはかなり効果をあげておると、こういうふうに見ております。また政府金融、つまり三機関等におきましてその資金量を拡大する、そういう措置をとつておることはただいま総理から申し上げたとおりであります。

特に、石川さんは、公害対策、このために資金を大幅に増大せよと、こういうお話でございますが、そのとおりをやつております。貸し付けの総量は、三機関はもとより、中小企業振興事業団において本年度の予算では二四〇も増加しておる、また公害防止事業団では三倍にいたしておる、こういうふうな状態でございますが、金利につきましても、中小企業公庫、また国民公庫では特別ワケを設定いたしまして、最優遇金利を適用しておるわけでありませう。また、中小企業振興事業団におきましては、その公共公害防止施設、これにつきましましては無利子の貸し付けまで行なう、こういうふうな状態でありませうが、なお今後とも中小企業に對しましてはさらに配慮をいたしてまいりたい、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年、昭和四十五年に中小企業の倒産が心配すべき状態にありました。

とは、御指摘のとおりでございます。その特色は何であつたかというお尋ねでございますが、やはり調査をいたしますと、販売の不振、過剰投資などがおもな原因となつて出ておりますのは、おそらくやはり金融引き締めとの連関であつたらうと存じます。今年になりましては状況は多少落ちついてまいりました。これは年度末の融資をいたしましたことも幾らか効果があつたと存じますし、また倒産関連の信用保険、佐藤造機などに見られたような場合の関連倒産でございませうが、この措置もあつた力があつたのではなからうか、こう見ております。

なお、今年これからでございますが、金融も正常化してまいりましたし、企業間信用がかなりほぐれるような傾向にございませうので、まず平穩に推移できるのではないかと存じますが、引き続き注意をいたしてまいります。

次に、公害の問題につきましては、ただいま大蔵大臣からお答えもございましたが、公害防止事業団あるいは中小企業振興事業団、中小公庫、国民公庫などが特別の中小企業向けの公害関連の貸し付けをしておるわけでございます。ただ、制度としては整い、金も準備されておりますけれども、御指摘のように直接利潤を生む投資ではございませんので、はたしてこの制度がうまく使われ、有効に動くかどうかということにつきましては、十分私ども注意をしております。つとめて改訂をいたしたいと考へております。

流通の近代化の問題は、中小企業問題の中で一番むずかしい問題でございます。従来の施策についてはもう石川議員が御承知のとおりでございますが、何か全体について根本的に考へる必要はないかということにつきましては、実は私どもも同じような感じを持ちまして、ちょうど昨年の暮れに産業構造審議会に、この流通問題を今後どうすべきかという諮問をいたしたところでございませう。この答申をまらまして基本的な問題を取り上

昭和四十六年五月十八日 衆議院会録第三十二号

中小企業基本法に基づき昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業政策についての発言に対する宮井泰良君の質疑

中小企業基本法に基づき昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業政策についての発言に対する石川次夫君の質疑

九九〇

上げていきたいと思っております。

それから情報の問題についてお尋ねがございました。石川議員の言われますような、いわゆるポスト・インダストリアル・ソサエティと仰せられました。その際における中小企業の強みは、やはり情報価値を実現するというところでございませぬから、そのような情報処理のシステムを中小企業の経営に向くような標準的なものを開発いたしたついででございます。それから使います機関としては、中小企業はやはり共同計算センターのようなところを一番使おうわけでございますから、それらに対しての特別の融資をいたしておりますし、また、小型の電子計算機を信用賦払い、機械類の信用保険の対象にいたしました次第でございます。

特恵につきましては、総理からお答えがございましたが、やはり一般的な構造改善対策のほかには、先般お認めをいただきました中小企業特恵対策臨時措置法によりまして、万が一の場合の策あるいは転換に対する援助等を規定いたしておりますので、これを要すれば発動をして有効に活用いたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣佐藤一郎君登壇〕
○国務大臣(佐藤一郎君) 流通の近代化において特に中小商業の問題が重要である、そういうことからして今後の対策いかん、こういうことでございます。

物価、特に消費者物価の問題から言いますと、努力確保の点から言います。また格差の是正の点から言います。全くいま御指摘の点は私たちが同感でございます。そういう意味においては、いま通産大臣からもすでもうお話をございまして、やはり新しい生産、消費、成長に対応した姿の流通機構というものを實現するために、いろいろと制度の改正その他も相応行なわなければならないところがございますし、特にその段階の簡素化ということをわれわれはいま提唱いたしております。

また、物的な投資については、先ほども御指摘

がありまして、さらにこれを過剰でない、むだのない集中投資を行なうことで、そうして近代化をはかり、努力を少しでも省いていく、こうしたことがまた必要になってまいります。

その他系列化についての手直しの問題、ボラントリーの問題いろいろございます。これらは産構審の答申をまわしまして、われわれもさらに積極的に進めてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(船田中君) 宮井泰良君。

〔宮井泰良君登壇〕

○宮井泰良君 私は、公明党を代表いたしましたし、ただいま御説明のありました昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告並びに昭和四十六年度において講じようとする中小企業施策を通して、政府の中小企業政策全般に関して総理並びに閣僚大臣に所信をお伺いします。(拍手)

今回の中小企業白書は、高度成長により大型化し、環境の激変と構造の変動にゆれ動く日本経済の中で中小企業の位置づけと、今後の発展の方向を探ろうと試みております。二重構造の変化、労働力不足の進行、物価問題と流通、公害問題等々、中小企業が当面する問題を意欲的に分析し、急激に成長してきたサービス業の動向を取り上げ、さらに事業転換の追跡調査を行ない、その結果をまとめておられる、その努力を賞うに私はやぶさかではありません。しかし、白書はただそれだけにとどまっております。問題解決の具体的な掘り下げの甘さ、大きく変わりつつある産業構造に即応した新しい中小企業政策が示されておられません。

そこで、私が本日お尋ねすることの一つは、中小企業の基本政策路線についてであります。今日、景気の停滞下にあつて、政府の中小企業近代化政策の有効性が再び問題となつてきていることは、総理もすでに御承知のところであらうと思ひます。政府の中小企業政策のあり方、なかんずく近代化政策の有効性ということについては、

昨年度の中小企業白書に対する質問でわが党がすでに指摘したところでありまして、それぞれの業種で、製品と市場の多様化が進み、企業類型も多様化している今日にあつて、なお従来と変わらぬ近代化方式に固執している政府の姿勢は、明らかに現状認識に背を向けるものであると思つております。

すなわち、政府は中小企業近代化の唯一のきめ手として構造改善政策を昭和三十年代より今日に至るまで一貫して強力に推進してこられた。企業集約化によるスケールメリットをひたすらに追求する政策をとつてこられております。そして今日、白書によると中小企業は大企業との格差を縮小して、二重構造は大きく改善され、中小企業はもはや保護されるべき経済的弱者としてとらえることは妥当ではなくなつたと見られるようでありまして。

しかし、これは一方的に甘い見方であると思ひます。賃金及び付加価値生産性格差の縮小にしても、過度の労働力不足とそれによつてもたらされた高賃金によるところが大きいのであつて、必ずしも高度化政策の成果ではないと申し上げたい。今日もなお、企業倒産は毎月千件近くの高い水準で発生しておるのでありますが、倒産原因は非常に多様化してきているといわれております。従来のごとき、単なる構造倒産論では割り切れない面が多く出てきております。倒産状況を見たとき、そこにはこれまでに見られなかつた全く新しい産業構造の上での変化があらわれておるのであります。この変化について、白書も指摘しておりますが、政府が従来講じてきた近代化方式に疑問が持たれるゆゑは、この辺にあると思ひます。(拍手)

すなわち、企業集約化によるスケールメリットの追求によつて、量産体制の確立と企業規模の拡大をはかりたいというのが政府の中小企業政策の基本路線であり、最も力を入れておられる構造改善政策であらうかと思ひます。しかし、今日におい

てはこのような路線は昭和三十年代的な発想であるときえられております。確かに、ある時期においてはかなりの成果をあげ、あるいは今日においても業種業態によつてはなお有効な政策であることは私も認めるものであり、必ずしも全面的に否定するものではありませんが、昭和四十年代の後半に入つた今日、事情は大きく変わつてきております。このことは総理も認められるところであらうかと思ひます。

今日、脱工業化社会といふことが広く用いられておりますように、産業社会は量産型重化学工業の成熟によつて、研究開発あるいはデザイン開発等々の特徴を持つノウハウがリーディングポイントとなつて中小企業の成長パターンを激しく変化せしめつつあります。そして、そこに知識集約型産業といふか、頭脳社会的性格の強い企業——既存の産業分類では割り切れない企業の台頭が見られるようになったのであります。

このような経営資源の時代の変化という認識に立つならば、単純なマスプロを追求するスケールメリット論的な政策はもはや一〇〇%有効な政策とはなり得ないと思つております。政府は、もはや規模の概念が企業の優劣と結びつく時代ではなくなつたとの認識の上に、長期的展望に立つて適切な基本路線を打ち出すべきであらうと思ひます。私は、中小企業が適正に発展していくための有効な政策を早急に検討し、明示しなければ手おくれになると断言したいのであります。総理及び通産大臣はどのようにお考えになっておられるのか、産業構造審議会でも新しい通産政策が検討されているやに聞いておりますが、そこに示された基本姿勢とあわせて所見を伺つておきたいのであります。

質問の第二は、中小企業にとつてそのいずれもが古くて常に新しい問題であります。中でも特に中小企業金融、労働力確保、貿易政策、事業転換対策、公害対策などについてであります。政府は最初に金融対策についてであります。

中小企業施策に占める融資対策の位置づけをどのように見ておられるか、総理に伺いたいのであります。

近年の激しい環境の変化に対応するための中小企業の努力は、並々ならぬものがあります。政府は、企業の自助努力というのを強調しておりますが、従来のような中小企業金融のあり方では努力のしようがないのであります。そこで、現在多く存在する中小企業金融問題の中から、一つの問題を指摘したいと思っております。

それは、歩積み・両建てなどの拘束預金が依然として巧妙に行なわれているということであり、拘束預金の自粛通達は、これまでに幾度か出されておりましたが、年ごとに漸減してきています。四十五年十一月においては、貸し出し額に占める拘束性預金の比率は、中小企業が一五・三％となっており、大企業の一・六％から見ても、中小企業が不利な条件にあることが明らかであります。また、信用保証協会が保証した貸し付けですら拘束預金を強要する金融機関があることも耳にしております。

独占禁止法では、特定分野における特定の不正な取引方法を指定しておりますが、その中に銀行業における不正な取引方法を定めて、拘束預金を禁止する方向に持っていくべきであると考えます。この点について政府はどのような措置を講じられるつもりか、大蔵大臣、通産大臣並びに公取委員長に所見を伺いたしたいと思います。

次に、労働力確保の問題であります。

中小企業の労働力不足は、かねてから労働集約的である中小企業にとって、最も重大な問題であります。白書でも指摘されているように、経済の大規模化と産業構造の変化の中で、特に若年労働力や熟練労働力の確保は、今後一層深刻化すると思われ、予想されております。このような現状に対して、政府はどのような対策で問題解決をはかりたいかとされておられるのか、総理並びに通産大臣に伺いた

白書によりますと、労働問題解決策の一つとして、パートタイマー及び家内労働者の利用を奨励しておられますが、今後の方向についての所見を伺いたい。

さらに私は、人材銀行をもっと充実強化するとともに、システム化による有機的運営をはかつていくことを提案したいと思っておりますが、関係大臣の所見をお伺いします。

次に、事業転換の問題についてであります。

中小企業の転換業は、国際化の進展とともに、静かに拡大し、特に輸出専門の軽工業部門に多いといわれております。留意しなければならぬことは、中小企業にとって、この事業転換が、きびしい経済環境に適応し生き延びていくための余儀ない方策であり、そしてまた、一般的には、転換企業は新規開業の企業よりその業績が劣るといふ結果が出ているということであり、また、したがって、政府はこの問題に本腰を入れて取り組むべきであります。その考えがどうか、どうか、基本策並びに具体例で示していただきたい。

政府は、昭和四十六年度において講じようとする中小企業施策の特典関税対策の中で、わずかに転換企業に金融、税制、指導等の助成措置を講ずることとしておられますが、その内容は、まだ十分といわねばなりません。事業転換はあくまでも企業の自発的な意思によるものであり、政策的に推進することには検討の余地があらうかと思っております。転換を望む事業に対しては、的確な情報を提供するなど、適切な方向性を指導することは必要であります。また、政策金融の拡充と廃業者に対する保障制度の充実を強力に推進すべきであると考えますが、所見を伺いたいと思っております。

次に、貿易政策について一、二の点をお尋ねいたします。

わが国の貿易は、今後ますます大型化し、新経済社会発展計画によると、昭和四十五年から五十年における貿易の伸びが、年率七・五％になることが予想される中で、わが国の輸出の伸び率は一

四・七％となっております。政府は中小企業の輸出をどの辺まで伸ばそうと考慮しておられるのか、今後の中小企業貿易の基本政策とともに伺いた

また、最近の米国における保護主義の台頭と、発展途上国との米市場における競合問題などにより、わが国の輸出市場も再検討の必要に迫られております。そのような意味から、通商立国として、わが国が長期的に見て今後さらに貿易を発展させていくために、共産圏貿易を含め、どのような具体策を持つておられるのか、所見を承りたいのであります。

次に、中小企業の公害対策についてであります。

最近の公害意識の高まりの中で、中小企業は公害防止対策を講ずる必要に迫られ、多額の資金負担に迫られていることは、白書も指摘しているところであり、

しかし、その資金調達にはきわめて困難であり、金利負担などの点からも対応策をとり得ない状況にあって、政府の技術的な手厚い支援を必要としております。政府は中小企業の公害対策について、特に資金面、用地の取得、技術開発等の援助の面から、どのような施策を講じていくつもりなのか、総理大臣及び総務長官の所見をお伺いいた

また、白書では、公害防止対策の有効な方法として、共同公害防止事業を奨励しておりますが、政府はこれらの事業を助成するため、いかなる施策を用意しておられるのか、通産大臣にお尋ねいたします。

以上、中小企業が当面する諸般の問題について伺いました。私もこれまで機会あるごとに幾度となく政府に申しあげてまいりました。政策の一貫性ということであり、いまさら申し上げるまでもなく、一つの事業活動は点の連続ではなく線であり、一つの流れとしてとらえるべきであり、したがって、一つ一つの政策がすぐれてお

り、それを講じたとしても、そこに一貫した流れが存在しなかつたならば、真の効果は期待できないのであります。

このような観点から、この際、政府はあらゆる施策を総点検し、総合的に整理するとともに、その施策が中小企業者にどれだけ普及、浸透しているか確かめる必要があるかと思っておりますが、政府はいかなる努力を払っていかれるつもりか、最後にこの点をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 宮井君にお答えいたします。

中小企業の近代化を進めるにあたって、企業規模は単純にこれを大きくすればよいというものではないことは御指摘のとおりであります。技術の特性や市場の大きさなどに見合った適正な規模を達成することが必要であります。特に産業構造の地域集約化という新しい動きを考えると、創造力の発揮のしやすさということも、適正規模を考へる際に重要になってくると思われ、政府としては、こうした点にも留意しつつ、中小企業近代化を目標として、常に新しい時代に即応した適切な対策を進めてまいります。御提案のありました中小企業施策の再検討にも十分留意してまいります。

次に、中小企業に対する融資の問題であります。さきに社会党の石川君にしてお答えしたとおりであります。当面の中小企業の金融逼迫に対しては、昨年末、年末財投、年度末金融措置等により対処してきたところでありますが、今後とも中小企業金融の円滑化については十分配慮してまいります。

この際、歩積み・両建て、その他資金の拘束化等についての御意見をまじえてのお尋ねがございましたが、これは大蔵大臣からお答えいたします。

次に、労働力確保の問題であります。長期的

昭和四十六年五月十八日 衆議院會議録第三十二号

中小企業基本法に基づく昭和四十五年年度中企業施策についての発言に対する宮井泰良君の質疑

に見て、若手を中心に入手不足は激化する一方であらうと思ひます。機械化などで極力人手を省く努力をすることにも、中高年齢層や婦人などの労働力を利用するくふうも必要であります。しかしながら、その基本は中小企業全体の向上であり、近代化である、かように考えます。

中小企業の事業転換も、今日のような目ざましい経済発展のもとにおいては、新しい分野、より成長の期待できる分野を求めての積極的な転換の反面、労働力不足の深刻化や発展途上国の急速な追い上げなどのきびしい環境変化に直面して、転換を余儀なくされる場合もあることは、御指摘のとおりであります。政府としても、業界全体の構造改善事業の一環として、転換策もあわせ行なうとともに、一般的な転換策を進め、特に特恵関税の供与によって事業転換を余儀なくされる中小企業者については、本国会で成立を見た中小企業特恵対策臨時措置法、これによりまして助成措置を強化したところであります。

次に、貿易に対してお尋ねでありましたが、わが国経済の長期的な発展をはかるためには、いかなる困、いかなる市場に対しても、可能な限り貿易の拡大をはかっていかなければならないと考えます。社会主義国との貿易の拡大については、ソ連、東欧等すでに正常な国交関係にある国々とは、今後とも貿易を進めるとともに、中共のようないまだ国交関係のない国とも、前向きに貿易の拡大をはかっていきたいと考えます。

その他の、中小企業と貿易の問題あるいは公害防止の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えをいたします。
以上で、私からの答弁は終わります。(拍手)
〔国務大臣福田起夫君登壇〕
○国務大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。拘束預金についてはありますが、この問題につきましては、数年前から計画的にこれが整理に着手したわけでありまして、かなり実効をあげてまいりましたので、どうも最近の金融逼迫状況下で

その実体がまた復元をしてきた、こういうふうに見ておるのであります。これは、お話しのように、けしからぬことではございませんので、これが実体を突きとめたい、そして、それが解決をしてみたい、こういうふうにご考えておりました。今月、この問題だけにしほりまして特別検査を執行いたしております。必ずこれは成果をあげる。これに、いま金融緩和の情勢でありますので、これが進むにつれて、この行政指導と相まわして効果をあげるであらう、こういうふうにご考えておられます。

拘束預金は、これは銀行という債権者とそれから事業家との間の債権債務の関係、債権者、債務者というきわめて複雑な関係のもとに生ずる、こういう現象でありますので、これを法的に規制する、これは私はなかなかむずかしい問題じゃあるまいか、そういうふうにご考えておられますので、せつかくの独禁法改正の御提案でございますが、これについては、私は現在のところ賛成いたしかねます。しかし、法の改正をまたすとも、ただいま申し上げましたような行政指導を通じて、これが是正には万全を期してまいりたい、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕
○国務大臣(宮澤喜一君) 最初に、脱工業化社会にあつては規模の利益だけが万能ではないと言われましたことは、私もまさしくそういうふうにご考えておりました、それがこのたびの白書でも指摘をいたそうとした点でございます。そのような事態に、しかし、どうやって対処をするのか、その対策のほうはどうかと言われる点が、御質問の第一点でございます。最近、比較的若い年齢層が、自分たちで新しい、付加価値の高い、情報価値のある仕事を始めたいという人たちが確かに多くなってまいりました、最初にぶつかるといふ問題は、やはり資金の問題のようでございます。たいてい国民金融公庫あたりにならうという話がいりますので、そういうところで

でそういう話にできるだけ応じることができるといふ、そういう体制をさらに徹底をしてまいらうと、比較のお互いに効果の多い方法ではなからうかと思つております。なお、同時に、国の内外の情報を提供する、あるいは、先ほど申し上げました、標準的なシステムを開発して使つてもらふというふうなことも有効であらうと思つております。また、そういうことをいたしつづけてまいります。

拘束預金につきましては、ただいま大蔵大臣からお答えをいたしました。それから、労働問題につきましては、総理大臣から御答弁がございましたが、人材銀行というものをこれからどう考えるのかと言われます点につきまして、労働省では、さらにこれを本年度も増設をしていきたいというお考えでありまして、今後とも活用するというのが政府の方針でございます。それから、転換の問題につきまして、先ほど特恵臨時措置法についての御答弁が総理からございました。この法律は今御可決をいただいたわけでございますけれども、どの部分の特恵に基づくものかということ、必ずしも現実の問題として判断がしにくいわけでございますから、なるべくその点は、広く読んで法律を適用していきたい、広く解釈していきたいというふうにご考えております。

それから、輸出の問題でございますが、中小企業の輸出の伸びは概して順調でございますが、特に中小企業にとつて必要なことは、やはり見本市を開いてあげるとか、あるいは輸出取引秩序を確立していくとか、また、海外の情報を提供するとかいうようなことが一番きき目がございまして、そういうところに重点を置いております。なお、昨年度御可決をいただきました、中小企業のいわゆる統一ブランドの問題でございますが、これはその後、金属洋食器、西陣織り、めがねなどに実施をいたしまして、わが国の中小企業製品の信用を維持し高めるといふ方向で、すでに実施

を始めたところでございます。公害につきましては、先ほど石川議員に申し上げたとおりでございますが、何ぶんにも利潤を生まない投資であるということから、現在設けられました制度が実際に利用されていくかどうか、私も十分注意をして見ておりまして、要すれば、さらに改善をいたしてまいりたいと思つておるわけでございます。

以上でございます。(拍手)
〔国務大臣山中貞則君登壇〕
○国務大臣(山中貞則君) 公害防止施設は、ただいまの通産大臣のお話のように、収益に貢献しない部門を強制的に国家、地域社会のために投資を余儀なくされるものでありますから、それに対する資金量、あるいは金利あるいは償還条件等については、先ほど大蔵大臣のお話がありましたように、特別にめんどうを見るようにいたしておるわけでございます。

なお、一般にも、同じような、普遍的に利潤を生まないということで、特別償却を初年度二分の一という制度をとるようにはいたしました。中小企業については、特別に、五千万円以下、従業員三百人以下に条件を付しまして、三〇%ずつ、三年間九〇%の特別償却を、選択制を採用することにいたしております。なお、固定資産税等の軽減率の引き上げ等も、二分の一から三分の一に引き上げておりますし、公害防止事業費事業者負担法に基づく負担金の支出につきましては、その財源の貸し付けを新しく開きますとともに、その支出いたしました負担金は、早期償却の道を開くようにいたしておるつもりでございます。(拍手)
〔政府委員谷村裕君登壇〕
○政府委員(谷村裕君) お答えいたします。歩積み・両建て預金につきましては、まず、監督官庁である大蔵省が、積極的かつ適切に指導されることを望みたいと思ひます。独禁法に基づき金融業における不公正な取引方

法を指定するといふ、いわゆる特殊指定を行なうかどうかにつきましては、今後の、私ども公正取引委員会の調査や、また、大蔵省の検査の結果等を検討いたしまして、総合的に判断いたしました上で態度をきめたいと考えております。(拍手)

○議長(船田中君) 吉田泰造君。

〔吉田泰造君登壇〕

○吉田泰造君 私は、民社党を代表し、ただいま御報告のありました、昭和四十五年度中小企業の動向に関する年次報告に対して、若干の質問をいたしたいと思ひます。(拍手)

現下の中小企業を取り巻く情勢は、まことにきびしいものがあります。高度経済成長を続けてまいりました日本経済も、ようやく鎮静化の方向に向かい、景気の停滞が続いております。特に中小企業は、この不景気の影響を強く受けることに、発展途上国の激しい追い上げ、対米輸出環境の悪化、人手不足、公害問題の深刻化など、従来にも増して、その前途は容易ならざるものがあります。

そこで、私は、これら中小企業問題の解決の方策について質問をいたしたのでありますが、その前に一点だけ、現在、中小企業経営者が非常に関心を持っております今後の景気動向について、お伺いをいたしたいと思ひます。

今回の景気調整は、白書の指摘にもありますように、従来のそれと比較して軽微であるといわれておりますが、その是非は一応別にして、景気は現在すでに底入れの段階に入っているのかどうか、また、その時期はいつごろであるかどうかを、経済企画庁長官並びに通産大臣にお伺いしたいと思ひます。

あわせて今後の経済見通しについて、巷間、中期停滞論がしきりにいわれておりますが、政府としてはどのような見通しを持っておられるのか、お伺いをいたしたいのであります。

中小企業問題に関する質問の第一は、政府の農

業を含めた産業政策に対する姿勢についてであります。

今年度の政府予算案を見ましても、中小企業対策費はわずかに五百七十九億円で、全予算の一分にも満たないのであります。ところが、一方において農業対策費を見ますと、実に一兆円をこえる予算が計上されております。千六百六十六万人が働く中小企業に対しては予算が一分にも満たず、中小企業に比較して三分の一強の就業者しかいない六百三十万人の農林業に対しては一兆円の予算が組まれている現実、あまりにも農林業偏重、中小企業軽視の施策と断言せざるを得ません。(拍手)

米はますます余るとともに、生鮮食品の価格が暴騰している状態を見るとき、まさに、予算のむだづかいはなほだしいといわざるを得ないのであります。(拍手)

かつて、物価問題に関連していわゆる大川報告が発表されましたが、その中で、GNPの最低一割を低生産部門へ投入すべきであるという勧告がなされております。政府はこの際、これまでの農業偏重の産業政策を根本的に改め、中小企業を重視する政策に転換すべきであります。具体的には、少なくとも一十億円の中小企業予算を計上するのが至当であると考えますが、総理並びに通産大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

質問の第二は、今回の白書に関連して、大企業と中小企業との格差についてであります。白書によりますと、戦後の中小企業問題は二重構造の存在にあったと規定し、その二重構造はいまや解消されつつあると、楽観的な見方をしているのではありません。はたしてそうでありましょうか。確かに資格差をとりますと、大企業をそれを一〇〇として中小企業は七〇強になり、欧米並みの構造に近づいていることは、白書の指摘のとおりであります。しかし、最も重要である付加価値生産性は、大企業に比べ中小企業は依然として

五〇強にしかならず、その格差はあまりにも大きいといわなければなりません。欧米の場合、その格差は、大企業を一〇〇として中小企業は八〇前後であり、わが国との差は歴然としておりのであります。一人当たりGNPがヨーロッパ並みになった現在において、なおかつ、中小企業と大企業との生産性格差がかくも大きいということ、一体何を物語っているのでしょうか。

一言うまでもなく、政府の大企業中心の経済政策の結果であると断言せざるを得ません。(拍手)

この生産性格差を縮める道は、一つは物的生産性の向上であり、もう一つは、価値実現力の高まりであります。そのための政策として、私は、金融並びに税制についてお伺いしたのであります。

現在、三つの政府系中小企業金融機関がありますが、全体の中小企業向け融資に占めるその比重は、ことしの一月で一〇・一％にすぎません。この比率は、昭和三十七年当時の八・九％から、わずかに一・二％だけ向上したにすぎないのであります。今回の景気調整を見るまでもなく、民間金融機関の融資態度は、金融引き締めと同時に、まづ先に中小企業向け融資を削減しているの

であります。その中において、中小企業者の政府系三金融機関に対する期待は、まことに大きいものがあつて、この期待にこたえるべく、政府は、少なくとも三金融機関の融資比率を二〇％にまで高めるよう、年次計画を作成すべきであると思ひます。同時に、わが国の全般的な金利引き下げ傾向に伴って、三機関の貸し出し金利も、現在の八・二％から八％に引き下げるべきであると考へますが、大蔵大臣の所見のほどをお伺いしたいのであります。

あわせて、大蔵大臣に、税制問題についてお伺いをいたします。

今年度から青色事業主特別経費準備金制度が発足いたしました。これは、確かに中小企業者にとって一歩前進の措置であるといふことは認めま

すが、従来から中小企業者の要求である個人企業の事業主報酬の創設は、今回の措置で代替されるものであるかどうか。また、付加価値税の創設は、中小企業者にとって不利な制度であり、これは今後とも導入すべきでないと思ふのであります。大臣の率直な見解を承りたいのであります。

質問の第三は、商業政策についてであります。わが国の商業は、現在非常に大きな転換期に直面していることは、いまさら申し上げるまでもありません。一方においてデパート、スーパー、農協、生協などに見られる大量販売機関が進出する

とともに、他方、全国百三十万の中小小売り商は、依然として零細で、低生産性に苦しんでいるのであります。にもかかわらず、政府の商業政策は、従来のからから一歩も出ず、あまりにも消極的、制限的であり、積極的振興政策はほとんど見られないのであります。すでにわが党は、一昨年の国会において、商業政策の基本をなす中小商業振興法案を提案いたしたのであります。政府は、今後の商業についていかなるビジョンと、その実現のための計画を持っておられるのか、この際明らかにしていただきたいのであります。

質問の第四は、中小企業と公害問題についてであります。

いまや、公害追放は国民的課題であり、もはや、産業発展を口実にした公害の発生は、中小企業といえども許されぬことは言うまでもありません。この観点から、無過失損害賠償責任制度を早急に確立すべきであります。この制度の確立により、中小企業の負担がますます増大すること

は明らかであります。この問題を解決するため、中小企業者に、公害防止義務を守る意思が明らかであり、かつ防止措置を講じたにもかかわらず発生した被害の賠償については、それを救済するため、賠償責任保険制度を同時に創設すべきであると思ふのであります。通産大臣並びに総務長官の御見解を求めたいのであります。(拍手)

昭和四十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

中小企業基本法に基づき昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言に対する吉田泰造君の質疑

九三三

以上、私は数点にわたり政府の所信をただしてまいりましたが、最後に、中小企業者に希望を与え、今後の進むべき道を明らかにするために、政府は中小企業五カ年計画を早急に確立をし、五年後の目標を設定することが急務であると思っておりますが、総理並びに通産大臣の所信のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 吉田君にお答えをいたします。

吉田君は、現在のわが国の産業政策が農業中心であるとの御意見でありましたが、私は必ずしもこの御批判は当たらないのではないかと、かようにも考えます。

中小企業は、規模、業種、業態がきわめて多岐にわたっておりますので、政府の施策も単に一般会計だけでなく、財政投融资、金融、税制の各般にわたって、総合的に中小企業対策を進めているところであります。また、社会政策にしても、住宅政策にしても、その相当部分は直接間接、中小企業に寄与するものでもあります。中小企業につきましては、今後の産業発展をになう重要な経営主体として期待していることは、白書においても明らかにしたとおりであり、今後ともその健全な発展のために十分留意してまいる考えでございます。

以上で私は、直接のお尋ねに答えたいつもりであ

りますが、最後に、中小企業に期待を持たすために五カ年計画を立てる、こういう御提案がございました。これについては、通産大臣からもさらに具体的にお答えすることだと、かように思います。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず、中小三機関の機能を充実せいと、こういうお話でございますが、まあ融資の量にいたしても、また質にいたしても、逐年充実を進めてきております。なお今後とも努力をいたしたいと存じます。

それから、付加価値税の導入に慎重であれということでありますが、これは私、そう思います。私は付加価値税には魅力を感じています。つまり私は、かなり思い切った所得税減税を近い将来に行なうべきである、こういうふうに考えておるのですが、さて、それを行なうための財源をどうするかという点、どうも付加価値税以外にいま私の頭に見つかるとは、そういう意味において大きな関心を持っておりますが、しかし、御指摘のように付加価値税を導入するということは、わが国の税制の根本的改革になるわけなのであります。また与える影響も実に広範で深刻である、そういうようなことを考えますと、これは慎重に

検討せざるを得ない。ただ、すでにE.E.C諸国では、これは採用することを決議をいたしております。また、逐次これを実行いたしておる。それからその他の国におきましても、これの検討を始めておる。こういうような世界的な潮流もありますので、わが国においてもこれをほつぽつ検討をするということは適切なことであるというふうに考えて、税制調査会においてこれが御検討をお願いしたい、かように考えております。

それから、青色事業主特別準備金制度につきまして、これは事業主完全給与制へ移行する前提としての措置であるかというふうなお尋ねでございますが、そうじゃございません。事業主完全給与制、つまり事業主が給与を受け取るのだという考え方、これは税法においては許されない考え方である。したがって、青色事業主特別準備金制度は、暫定的なものではなくて、これは固定的なものである、かようにお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 最初に、一般的な経済の見通しにつきましては、後ほど経済企画庁の長官からお答えがあるかとお存じますので、中小企業との関連を中心に申し上げますと、金融緩和の最初の政策がとられましたから半年になりますの

で、まず従来の経験から見まして、ほつぽつそれが下のほうにも浸透する時期でございます。ことに今年度は、公共事業の出足が非常に早くございしますので、そういうこともありまして、企業間信用がかなりほぐれ始めるのではないかと、かように考えております。

そこで、これからあとの今年でございますけれども、大企業の設備投資意欲が御承知のようになり弱いようでございますから、そうだといたしますと、中小企業にとって省力投資、あるいは高度化投資をするのにはかなりいい環境の年になるのではないかと、またそのように経済政策を運営してまいらばと思っております。

農業との関連、対比につきましては、先ほど総理から御答弁がございました。それから格差の問題でございますけれども、白書でも申し上げますように、中小企業の生産性の格差、生産性の高低につきましては、かなり業態によりましてばらつきがございます。ございませぬが、おそらくこのように人手が不足になってまいりましたので、中小企業におきましても、やはりどうしても機械設備率を上げる、省力化投資ということも、ますます必要になってまいります

から、私は、大勢として格差は縮まる方向にあるのではなからうかと考えます。

なお、御指摘のように、その際物的生産性の向上ばかりでなく、むしろ付加価値、あるいは情報価値と申しますか、製品の高級化あるいは多様化、個々人の好みに応じたような製品という方向で中小企業の生産性をあげていくべきものだ、かように考えます。

それから金融につきましては、先刻大蔵大臣から御答弁がございましたので省略いたします。それから流通、中小商業の近代化の問題でございますが、これは先ほども申し上げましたが、一番私どもが頭を痛めているむずかしい問題でございます。

いま御指摘のありましたビジョンが確かに必要なのでありまして、従来のようなポランタリーチェーンでありますとか、あるいは商店街の近代化、商業団地といったようなもののほかに、基本的なビジョンが要るといわれますことは、私どももそう思います。昨年の暮れからそのビジョンづくりを産業構造審議会にお願いしてございます。それができましたら、政府の施策として取り上げ

てまいりたいと思っております。

それから、無過失賠償責任の問題でございますが、これはただいま総務長官が中心になられて検討しております。

その際、責任保険制度というものを中小企業のために考えるべきではないかということは、示唆に富んだ御指摘だと思えます。同時にということができるかどうかは別といたしまして、そういうことは私ども検討してみたい。何かそういうことが必要かもしれない。これは御指摘をよく考えさせていただきたいと思えます。

最後に、ビジョンの問題でございますけれども、中小企業全般についての将来像、未来像というのは、事実問題としてはなかなか容易でございます。さんが、個々につきましては、御承知のように、中小企業の近代化促進法で指定を受けて、そして近代化を進めていくこの業種はずいぶんございますが、それらにつきましては、大体三年とか、五年とかいう、その業種としての計画をつくっておりますので、これが、実際には、個々の業種についてかなりの部分についてビジョンとして役をなしておる、働いておるといふふうに考えます。今後

とも、近代化促進法で指定をいたしますときには、そのような手法でやってまいりたいと思えます。構造改善につきましても、やはり大体何年間かということでビジョンを描いてやっておるわけでございます。これからもそうしてまいりたいと思えます。(拍手)

〔国務大臣山中貞則君登壇〕

○国務大臣(山中貞則君) 無過失賠償については、公害に関するいろいろな考え方で具体策がいろいろあるわけでありまして、現在のところ、最後の陣痛状態でございます。しかしながら、この法律が成立をして、制定された後における一つの御提案でございます。これについては、今回の予定いたして検討中のものは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に指定されておる物質にかかる健康被害に限定をいたしておりますので、それらのことを前提に考えますと、ただいま通産大臣の答えられました御提案は、示唆に富む点がございますので、検討はいたしますが、はたして保険理論になじむかどうかの点について、少し公害の実態から考えて、掛け金をかけておりました人たちが、それらの起こりました人身被害についての支

払うべき相手との因果関係、最終的な賠償金額の確定に対する本人の持ち分の関係、それと掛け金の相関関係等、なかなかむずかしい点を含んでおると考えますから、通産大臣の御答弁のごとく検討をいたしてみたいと考えます。(拍手)

〔国務大臣佐藤一郎君登壇〕

○国務大臣(佐藤一郎君) 景気の動向についての御質問でございます。一月―三月は、十月―十二月の、その前の四半期に比べまして、ずっと数字が明るくなってまいりましたが、特に三月、いろいろな数字が出そろった中で出荷が非常にふえてまいりました。そういうようなことで、また御究り物価等につきましても、ある意味における安定的なラインに来ているように思います。ただし、ちょうど三月というのは、時期的にドレッシングの時期でございますし、むしろ輸出がドライブがかかって相当伸びてまいりました。そうしたことを十分差し引き勘定いたしましたら、あまりこれを一べんに喜ばしいものとして過大評価することは、われわれも慎重ななければならない、こういうふうに感じております。

昭和四十六年五月十八日 衆議院會議録第三十二号

中小企業基本法に基づく昭和四十五年年度年次報告及び昭和四十六年度中小企業施策についての発言に対する吉田泰造君の質疑 朗読を省略した議長報告

政府は、御存じのように、三回にわたる公定歩合の引き下げを行いました。また、財政につきまして、公共事業費の支払い促進をはかってまいりましたが、これらに対応いたしまして、銀行の貸し出しが急激にふえてまいっております。そして同時に、いわゆる在庫資金その他の手当てとして同時に、いわゆる在庫資金の資金需要が、このころに比べて急に減ってきております。そして金利も逐次低下しまして、金融緩和が表面化しつつございます。

こういふようなことから判断いたしまして、景気も大底をついた、そしていわゆる在庫調整は、この四月から六月の間に、ほぼ一巡調整が終わるのである、こういうふうを考えております。これらをもとにいたしまして、なお沈滞感みであります民周の設備投資というものも徐々に回復してまいるのである。ただし、今回は相当供給力の過剰がございますので、従来のように一挙に回復するといふよりも、徐々に回復していく。これの主導をなすものは、むしろ製造業以外のものがある、そういうふうな大体系をしております。すなわち、下期以降徐々に回復が行なわれる。

御指摘のありました中期停滞論ということでございますけれども、打ち続く設備投資の増大が四年も続いたのでございます。でございますから、一時的に設備の過剰が生ずるといふことは、これは過去の経験からいっても十分あり得ることでございます。ただし、わが国の潜在成長力は、今日なお相当に高く、四十年の不況のときとは日本の経済力が格段に違ってきております。そういうような意味もございまして、これが御指摘のように直ちに自律的に停滞期に入る、こういうことには政府は考えておりません。また、よくいわれておりますテレビその他の普及一巡論、これらも、なお日本の普及率は決して国際的に見て、まださう高いところまでいっているわけではございません。今後まだまだ伸びる見込みでございます。

ただし、同時に私どもは、この機会に、いわゆる安定成長のラインに軌道修正を行なってまいりたい、こういう考えを持っておりますので、成長率を従来の実質一三〇というより高いものを維持することは無理である。これを徐々にスローダウンをいたしまして、一〇〇前後のところにする。

ロードダウンをして、いわゆる軌道修正を行なうべきである。そして、そのためには、民間設備投資を主導型とする経済から、社会投資に相当重点を置くところの経済に持ってまいらなければならぬ、大体こういうふうな考えをしております。そういう意味からいきましても、中期停滞論というのは政府は考えておらない次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 法務大臣 植木庚子郎君
- 大蔵大臣 福田 赳夫君
- 通商産業大臣 宮澤 喜一君
- 国務大臣 佐藤 一郎君

出席政府委員

- 国務大臣 山中 貞則君
- 公正取引委員会委員長 谷村 裕君
- 中小企業庁次長 外山 弘君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

榎崎弥之助君 西宮 弘君

西宮 弘君 佐々木更三君

法務委員

辞任 補欠

勝澤 芳雄君 八木 昇君

八木 昇君 勝澤 芳雄君

社会労働委員

辞任 補欠

八木 昇君 大原 亨君

大原 亨君 八木 昇君

予算委員

辞任 補欠

西宮 弘君 檜崎弥之助君
佐々木更三君 西宮 弘君

(議案送付)

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

環境庁設置法案

(答弁書受領)

一、今十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員池田正之輔君提出検事河井信太郎に対する検察官適格審査会の運営と審査に関する質問に対する答弁書

検事河井信太郎に対する検察官適格審査会の運営と審査に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十六年五月十日

提出者 池田正之輔

衆議院議長 船田 中殿

検事河井信太郎に対する検察官適格審査会の運営と審査に関する質問主意書

本員は、ここに検察庁法第二十三条に基づき、検察官の適格性に関する任務と権限を有する、検察官適格審査会の運営に關し、内閣に対し質問を行なうものである。

質問の要点は、検察官適格審査会の任務の重大性にもかかわらず、その運営がはなはだしく不満足で、法律によつて与えられた信頼を裏切るのでないか、このことに關する内閣の態度はどうかをただすことにある。

まず問題の緊急性と重大性を明確にするため、本員自身が関与した事実の経過をここに披露する。本員は、昭和四十三年十二月五日検察庁内においてきわめて重要な地位にある検事河井信太郎の適格性に關し、大いなる疑義を持つたので同件事の適格性を審査して、直ちに懲戒免職せらるべき旨の申立書を、検察官適格審査会に書面で提出した。そして本員の知り得た同検事の検察官としてあるまじき非行の数々を具体的に列挙し、その理由を明確に記して申立てを行なつた。ところが、それから一年有余たつてもなんらの措置もと

られないので、本員は、「河井信太郎に対する検察官適格審査会の審査に関する質問主意書」を昭和四十四年七月十九日提出したところ、同月二十九日内閣総理大臣から次のような答弁書(内閣案質六一第一〇号)を受領した。

その内容は「検察官適格審査会は、身分保障の特に厚い検察官の適格性の有無を審査の対象とするものである点にかんがみ、慎重かつ公正にその職権を行使するものであり、検事河井信太郎に係る申立ての取扱ひについて、不当に放置しているがごときことは、断じてないものと考えらる」というものであつた。

しかるところ、右答弁書を受けて後、更に一年有余を経過し、本件申立ての時から実に二年有余を経過した昭和四十五年十一月二十六日に至り、ようやく同審査会は本員の申立てに係る検事河井信太郎が不適格でない旨の結論を出したのである。

さて、本員は右の申立てをなすに当たり、申立てに係る検事河井信太郎についての数多くの非行事実を、実に三項目十三件にわたり、確固たる証拠をあげて指摘したのである。

それにもかかわらず、検察官適格審査会は、本員が指摘したそれらの事実の実体についてはなんらの調査を行なつた形跡も見られず、わずかに同検事からの書面による一方的弁明のみを採用して、かかる結論を出したのである。このような運営は明らかに人権擁護の精神に基づいて設置された、同審査会の使命に違反するものである、と断ぜざるを得ない。

以上が本員が関与した事実の経過の概要である。思うに、このようなことはひとり本員だけがたまたま経験した事実であるとは到底考えられず、本員と同様の立場に置かれた体験を持つ国民は他にも数多くあると見なければならぬ。よつて次の諸点について、政府の見解を承りたい。

一 検察官適格審査会は右に述べた本員が行なつた検事河井信太郎に対する申立て事実についてのどのような調査を行なつたか、及びいかなる理由によつて本員の申立てを採用しなかつたかについて、これを明らかにする意思ありや否や。
二 検察官適格審査会が右に述べたように本員の申立てについてなんら調査をせず、申立てに係る検事の一方的な、しかも書面による弁明のみ

によつて同検事を不適格でないと認定したとするならば、そのような運営は同審査会の存在意義を没却するものであると思ふがどうか。また、そのような運営の責任は何人が負うことになるのか。

三 右の二点に関連して、本員の申立てに係る事実について法務大臣及び検事総長において実体調査をしたことがあるか、したとすればどういふ調査をしたか明確にせられたい。

四 そもそも現行法の検察官適格審査会制度は、審査を発動する場合として、三年ごとの定時審査、法務大臣の請求による随時審査、職権による随時審査の三つの場合を規定するに止まり、広く国民一般からの審査の発動を促す手続きを定めていないばかりか、審査の手続きについても審査の公正を保障するための手続き規定を全く欠いている。

五 そもそも検察官は厚い身分保障の下に強大な権力を持つ官職である。このような検察官の適格性を審議する任務を持つ検察官適格審査会の存在は、国民の人権擁護に重大な影響を持つものであることは明らかである。

政府は、検察官適格審査会につき現行制度を再検討し、国民一般に審査申立てを認める規定並びに審査の内容及び手続きを公正にするための規定、審査の結果を理由を附して申立人に通知する規定等を整備する外、その運営の公正と検察官の行動に対する国民の監視を強化するために必要な規定の整備をなすべきであると思ふが、どうか。

昭和四十六年五月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員池田正之輔君提出検事河井信太郎に対する検察官適格審査会の運営と審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田正之輔君提出検事河井信太郎に対する検察官適格審査会の運営と審査に関する質問に対する答弁書
一 本件質問主意書を提出した衆議院議員池田正之輔君から、検察官適格審査会に対し、十数項

の事実をあげ、検事河井信太郎が検察官として不適格であると認められるので同検事の道徳性について審査してもらいたい趣旨の申出書が提出された。

同審査会は、検察官適格審査会令第六条により検事総長から申出事実に関する調査報告を徴するとともに関係書類の提出を得、更に独自の立場から調査したりえ、昭和四十五年十一月十三日及び同月二十六日の両日にわたつて審査会議を開催し審査の結果、同検事は検察官としてその職務を執るに適しない者に該当しないといふ結論に達したものである。

従つて、本件の審査にあつては、単に河井検事の弁明のみを採用して結論を出したものである。ない。

二 検察官適格審査会が行なつた調査の内容及び同審査会が検事河井信太郎を検察官としてその職務を執るに適しない者に該当しないと議決した理由についてこれを明らかにすることは、次の諸点から適当でないと考へる。
(一) 調査の内容及び右の議決をした理由を明らかにすることは、河井検事の検察官としての

適格性に関する評価を事実関係に基づき詳細に説明することとなり、そのことは、当該検察官の名譽に関するのみならず、検察官適格審査会の審議内容を公表する結果ともなり、将来の同審査会の適正な運営に支障をきたす恐れがある。

(二) 池田正之輔君申出の事実は、いずれも河井検事が直接又は間接に取り扱つた刑事事件に関連するものであるから、調査の内容及びその議決の理由を明らかにするには、刑事事件の捜査の内容についてこれを公表せざるを得ないこととなり、そのことは、事件関係人の名譽に関するのみならず、将来の適正な検察運営に支障をきたす恐れがある。

三 主意書によれば池田正之輔君は、審査申立権限の付与及び審査の結果を理由を付して通知することなど、運営の公正と検察官の行動に対する国民の監視を強化するために必要な規定を整備すべきであるといふ意見を出しているが、一般人から申し出られた事実についてはすべてこれを審査会議にかけて検討しており、かつ、同審査会は内閣総理大臣の監督に属し、衆参両議

院議員六人、検事総長、法務事務次官、最高裁

判所判事、日本弁護士連合会会長及び日本学士
院会員の合計十一人で組織され、その定足数は
九人で、議事は出席委員の過半数により決せら
れることとされているのであつて、その構成と
いい、議事方法といい、いずれの見地よりして

もその運営の公正に疑いをさしはさむ余地が全
くないと考えられるので、現行の制度をこの際
特に改正しなければならない必要性はないもの
と思料する。
右答弁する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関
する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における市町村の廃置分合、名
称の変更等に伴い、簡易裁判所の所在地および
下級裁判所の管轄区域の表示に改める必要があ
るため、下級裁判所の設立及び管轄区域に関す
る法律の別表について所要の整理を行なおうと
するものである。

その内容は、

取手簡易裁判所ほか五つの簡易裁判所の所在
地および立川簡易裁判所ほか六十六の簡易裁判
所の管轄区域を示した別表の記載を行政区画等
の現在の表示と一致させようとするものであ
る。

二 議案の可決理由

最近、おびただしい数にのぼる市町村の廃置
分合および名称の変更等が行なわれたため、簡
易裁判所の所在地および管轄区域を示した別表
の記載が、行政区画等の現在の表示と一致しな
いこととなつたので、本案は、別表について所
要の整理を行なおうとするものであり、きわめ
て妥当な措置と認め、可決すべきものと議決し
た次第である。
右報告する。

昭和四十六年五月十八日

法務委員長代理 理事 小澤 太郎

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十六年五月十八日 衆議院會議録第三十二号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一〇〇〇

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四一(交代)